

長野県上小地方事務所告示第4号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第12条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のように抹消しました。

平成17年12月22日

長野県上小地方事務所長 田中利明

登録番号	抹消年月日	氏名(又は名称)	住所(又は所在地)	抹消の理由
16-A2-12	平成17. 3. 1	傍陽木材株式会社	小県郡真田町大字傍陽6241-2	更新の申請がないため
16-A2-30	〃 〃	国産材木構造利用開発協同組合	小県郡丸子町大字生田2937	〃
16-A2-31	〃 〃	有限会社大栄資材	上田市大字諏訪形1280-3	〃
16-B2-6	〃 〃	澤 清 一	上田市緑ガ丘3-12-19	〃
16-B2-17	〃 〃	有限会社金山林業	小県郡丸子町大字腰越1923-1	〃

信州の木利用推進課

長野県諏訪地方事務所告示第11号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第12条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のように抹消しました。

平成17年12月22日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

登録番号	抹消年月日	氏名(又は名称)	住所(又は所在地)	抹消の理由
16-B3-15	平成17. 2.15	有限会社 櫻本商事	諏訪郡富士見町境6447	更新の申請がないため
16-C3-6	〃 〃	有限会社 瀧澤製函	岡谷市塚間町1-2-27	〃

信州の木利用推進課

長野県上伊那地方事務所告示第5号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第12条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のように抹消しました。

平成17年12月22日

長野県上伊那地方事務所長 牛 越 徹

登録番号	抹消年月日	氏名(又は名称)	住所(又は所在地)	抹消の理由
16-B4-17	平成17. 3. 1	有限会社田切クリーンセンター	上伊那郡飯島町飯島1800	更新の申請がないため
16-B4-19	〃 〃	西野木材	駒ヶ根市赤穂14-1486	〃
16-D4-5	〃 〃	伊南チップ株式会社	上伊那郡飯島町飯島152	木材業務、製材業務廃止のため
16-D4-6	〃 〃	飯木工業株式会社	上伊那郡飯島町飯島1470	製材業務廃止のため
16-D4-13	〃 〃	ヤマキ原田建設合資会社	駒ヶ根市赤穂4930-9	木材業務廃止のため
16-D4-17	〃 〃	田畑建設木材有限公司	伊那市大字富県5551	木材業務、製材業務廃止のため
16-D4-20	〃 〃	丸十工業株式会社	上伊那郡辰野町大字辰野1691	製材業務廃止のため

信州の木利用推進課

長野県下伊那地方事務所告示第3号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第12条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のように抹消しました。

平成17年12月22日

長野県下伊那地方事務所長 柳 沢 直 樹

登録番号	抹消年月日	氏 名 (又は名称)	住 所 (又は所在地)	抹消の理由
16-B5-15	平成17. 2.28	坂 卷 照 実	下伊那郡根羽村4565	廃業のため
16-B5-29	" "	佐々木 傳 男	下伊那郡阿南町西条1073	"
16-D5-8	" "	広 瀬 澄 則	下伊那郡浪合村756	"

信州の木利用推進課

長野県木曾地方事務所告示第8号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第12条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のように抹消しました。

平成17年12月22日

長野県木曾地方事務所長 栗 林 俊 春

登録番号	抹消年月日	氏 名 (又は名称)	住 所 (又は所在地)	抹消の理由
16-B6-2	平成17. 3. 1	麦 島 盛 行	木曾郡南木曾町吾妻2454-3	更新の申請がないため
16-B6-9	" "	南 一 男	木曾郡上松町荻原2867-1	"
16-B6-26	" "	王滝林産事業協同組合	木曾郡王滝村4563-2	"
16-B6-33	" "	酒 井 芳 男	木曾郡木曾福島町6202-1	"
16-B6-40	" "	棚 橋 清 二	中津川市山口661	市町村合併による
16-B6-41	" "	村 仲 一 視	木曾郡開田村西野2197	更新の申請がないため
16-D6-41	" "	マルオカ工業株式会社	木曾郡木祖村藪原232-7	"
16-D6-45	" "	越 一 三	木曾郡王滝村4476	"

信州の木利用推進課

長野県松本地方事務所告示第10号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第12条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のように抹消しました。

平成17年12月22日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

登録番号	抹消年月日	氏 名 (又は名称)	住 所 (又は所在地)	抹消の理由
16-A7-7	平成17. 3. 1	矢口治男	松本市梓川倭136	更新の申請がないため
16-B7-32	" "	有限会社丸山製材所	松本市大字内田1536	"
16-D7-4	" "	有限会社山崎製材所	松本市明科七貴5592-3	"
16-D7-26	" "	有限会社 LA TIERRA	松本市浅間温泉1-26-32	"
16-D7-33	" "	山共建設株式会社	安曇野市三郷温3350	"
16-D7-34	" "	株式会社松本木社	松本市新橋6-15	"

信州の木利用推進課

長野県北安曇地方事務所告示第4号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第12条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のように抹消しました。

平成17年12月22日

長野県北安曇地方事務所長 廣田 功夫

登録番号	抹消年月日	氏名(又は名称)	住所(又は所在地)	抹消の理由
16-B8-10	平成17. 3. 1	北原和幸	大町市大字平4957	更新の申請がないため

信州の木利用推進課

長野県長野地方事務所告示第16号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第12条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のように抹消しました。

平成17年12月22日

長野県長野地方事務所長 堀内 清司

登録番号	抹消年月日	氏名(又は名称)	住所(又は所在地)	抹消の理由
16-B9-12	平成17. 3. 1	有限会社坂井材木店	千曲市大字磯部584-6	廃業のため
16-B9-21	"/ "	株式会社村石材木店	須坂市大字八町2249	"/

信州の木利用推進課

長野県北信地方事務所告示第3号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第12条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のように抹消しました。

平成17年12月22日

長野県北信地方事務所長 古坂 和俊

登録番号	抹消年月日	氏名(又は名称)	住所(又は所在地)	抹消の理由
16-A10-9	平成17. 3. 1	山田 要	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2166	更新の申請がないため
16-B10-7	"/ "	堀内 高美	下高井郡山ノ内町大字佐野475	"/
16-C10-3	"/ "	池田 欽三	中野市大字新野802	"/

信州の木利用推進課

長野県教育委員会告示第12号

昭和39年長野県教育委員会告示第9号(教科用図書の採択地区の設定)の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行します。

平成17年12月22日

長野県教育委員会

本則の表中「阿智村 浪合村」を「阿智村」に、「松川村 八坂村 美麻村」を「松川村」に改める。

教学指導課

選告示第70号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成17年12月22日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

35,459	35,456
362,152	362,127
12,004	11,974
17,086	17,118
21,038	21,026
12,666	12,654
25,485	25,474
19,034	19,000
10,433	10,400
15,171	15,164
27,235	27,288
9,884	9,878
11,252	11,229
7,018	7,000
15,131	15,100
96,598	96,677
54,555	54,594
32,723	32,760
15,001	14,976
28,211	28,178
14,207	14,206
19,798	19,786
11,976	11,953
16,420	16,442

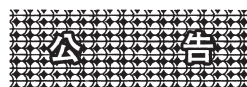
別表中

を

に改める。

9,096	9,113
11,421	11,419
8,148	8,137
9,092	9,056
14,845	14,862
17,036	17,044
10,569	10,575
17,845	17,849

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年12月22日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
行政情報ネットワーク用ファイルサーバ 10台
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成18年3月1日から同年3月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が「C」以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。